

令和7年度

高齢級間伐促進事業 標準単価

(Ⅱ)

神 奈 川 県

令和7年度 高齢級間伐促進事業標準単価表（Ⅱ）

表 1

単位：円

	標準単価（１h a 当たり）			備 考	
	林 齢				
	36～45年生	46～55年生	56年生以上		
間伐率 20%以上	284, 000	262, 000	238, 000	伐採のみ	単価表 No. 10～18
間伐率 25%以上	356, 000	327, 000	297, 000		
間伐率 30%以上	426, 000	393, 000	356, 000		
間伐率 20%以上	364, 000	339, 000	311, 000	伐倒木の20%については玉切、整理を行う	単価表 No. 19～27
間伐率 25%以上	456, 000	424, 000	387, 000		
間伐率 30%以上	546, 000	510, 000	466, 000		
刈払 併用	105, 000			必要に応じ、 加算できる	単価表 No. 28

※森林組合・認定事業体等と業務委託契約等を締結し実施した場合は、下記の計算式で算出した「標準単価A」を適用する。

$$\text{標準単価 A} = (\text{表 1 の標準単価} * (1 + \text{表 2 に挙げる率}))$$

表 2

区分	率
森林組合他	森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について （令和7年3月31日付林野庁森林整備部整備課長通知）の第3による